

東京都公報

発行 東京都

目次

48

告 示

- 都税に係る徴収金の収納委託(二件)……………一
……………(主税局徴収部徴収指導課)……………
- 納税証明書の交付申請に係る手数料の徴収委託……………二
……………(同)……………
- 東京都写真美術館条例による特別閲覧料の徴収委託……………二
……………(生活文化局文化振興部企画調整課)……………
- 東京都計量検定所の手数料の徴収委託……………二
……………(生活文化局計量検定所管理指導課)……………
- 東京ウィメンズプラザの使用料の徴収委託……………三
……………(生活文化局都民生活部東京ウィメンズプラザ)……………
- 東京都障害者スポーツセンター条例による使用料の徴収委託……………三
……………(オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課)……………
- 公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例による移転資金貸付金償還金の収納委託……………三
……………(都市整備局市街地整備部管理課)……………
- 建築士事務所の業務報告書閲覧手数料の徴収委託……………三
……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………
- 建設業許可申請手数料等の収納委託……………三
……………(都市整備局市街地建築部建設業課)……………
- 東京都営住宅条例等による使用料の収納委託……………四
……………(住宅政策本部都営住宅経営部指導管理課)……………

- 東京都営住宅条例等による手数料の徴収委託……………四
……………(同)……………
- 東京都自動車排出ガス試験等手数料条例による手数料の徴収委託……………四
……………(環境局総務部環境政策課)……………
- 電気工事士法関係手数料条例による手数料の徴収委託……………四
……………(環境局環境改善部環境保安課)……………
- 都立自然公園の有料施設等の使用料の徴収委託……………五
……………(環境局自然環境部緑環境課)……………
- 東京都廃棄物条例による手数料の徴収委託……………五
……………(環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課)……………
- 東京都リハビリテーション病院条例による使用料及び手数料の徴収委託……………五
……………(福祉保健局医療政策部医療政策課)……………
- 東京都立心身障害者口腔保健センター条例による使用料及び手数料の徴収委託……………五
……………(同)……………
- 介護支援専門員登録申請手数料等の徴収委託……………五
……………(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)……………
- 介護支援専門員再研修受講料の徴収委託……………五
……………(同)……………
- 主任介護支援専門員研修受講料の徴収委託……………六
……………(同)……………
- 主任介護支援専門員更新研修受講料の徴収委託……………六
……………(同)……………
- 東京都母子及び父子福祉資金貸付金償還金の収納委託……………六
……………(福祉保健局少子社会対策部育成支援課)……………
- 保育士登録手数料等の収納委託……………六
……………(福祉保健局少子社会対策部保育支援課)……………

告 示

●東京都告示第四百八十号

東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)に基づく都税に係る徴収金の収納の事務について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条の二第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示す

令和三年四月一日
東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 日建総業株式会社

(二) 所在地 豊島区西池袋三丁目三十三番十九号

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 委託の内容

収納の事務を 取り扱う事務
行う事務所

東京都八王子都税事務所 都税に係る徴収金の収納事務

東京都青梅都税支所

東京都町田都税支所

東京都立川都税支所

東京都府中都税支所

東京都小平都税支所

東京都都税総合事務センター 都税に係る徴収金のうち自動車税環境性能割

品川自動車税事務所 及び自動車税種別割に係るものの収納事務

練馬自動車税事務所

足立自動車税事務所

多摩自動車税事務所

八王子自動車税事務所

●東京都告示第四百八十一号

東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)に基づく個人の事業税、不動産取得税、自動車税種別割(普通徴収のものに限る。)、固定資産税等に係る徴収金の収納の事務について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条の二第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小池 百合子

委託した相手方 委託内容 委託期間

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 都税収納事務のとりまとめ 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

江東区豊洲三丁目三番三号 直営店舗及び加盟店舗における都税の収納

国分グロース 直営店舗及び加盟店舗における都税の収納

チェーン株式会社 中央区日本橋一丁目一番一号

株式会社しんきん情報サービス 港区港南一丁目八番二十七号

株式会社セブンイレブン・ジャパン 直営店舗及び加盟店舗における都税の収納

千代田区二番町八番地八

山崎製パン株式会社 千代田区岩本町三丁目十番一号

株式会社ファミリーマート 港区芝浦三丁目一番二十一号

株式会社ポプラ 同右

同右

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地の一

株式会社ローソン 同右

品川区大崎一丁目十一番二号 都税収納事務のとりまとめ

ピリングシステム 株式会社 千代田区内幸町一丁目一番一号

PayPay株式会社 千代田区紀尾井町一番三号

LINE Pay 株式会社 品川区西品川一丁目一番一号

●東京都告示第四百八十二号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十条の十に規定する証明書の交付の申請の際に申請者から徴収する手数料については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 日建総業株式会社

(二) 所在地 豊島区西池袋三丁目三十三番十九号

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 委託の内容

徴収の事務を 取り扱う事務 行う事務所

東京都都税総合事務センター 都税に係る徴収金のうち自動車税環境性能割 品川自動車税事務所 練馬自動車税事務所 足立自動車税事務所 多摩自動車税事務所 八王子自動車税事務所

●東京都告示第四百八十三号

東京都写真美術館条例(平成二年東京都条例第二十号)第五条に規定する特別閲覧料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都歴史文化財団

(二) 所在地 墨田区横綱一丁目四番一号

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第四百八十四号

計量法関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十四号)第二条及び東京都計量受託検査条例(昭和五十三年東京都条例第九十六号)第六条に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託する。

託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 一般社団法人東京都計量協会

(二) 所在地 江東区新砂三丁目三番四十一号

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第四百八十五号

東京ウィメンズプラザ条例（平成七年東京都条例第二十五号）第五条に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 オーディーエー株式会社

(二) 所在地 港区六本木七丁目六番三号

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第四百八十六号

東京都障害者スポーツセンター条例（昭和五十九年東京都条例第二十四号）第九条第一項ただし書に規定する宿泊室の使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定

に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会

(二) 所在地 新宿区神楽河岸一番一号

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第四百八十七号

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例（昭和四十八年東京都条例第四十五号）に規定する移転資金貸付金償還金の収納事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

(二) 所在地 中野区本町二丁目四十六番一号

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第四百八十八号

建築士事務所の設計等の業務に関する報告書の閲覧手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 一般社団法人東京都建築士事務所協会

(二) 所在地 新宿区新宿五丁目十七番十七号 渡菱ビル 三階

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 委託に係る手数料

手数料の名称 根 拠 規 定

建築士事務所の設計等 東京都事務手数料条例（昭和二の業務に関する報告書 十四年東京都条例第三十号）第の閲覧手数料 二条第十二号

●東京都告示第四百八十九号

建設業許可申請手数料等の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 ヒューマンリソシア株式会社

(二) 所在地 新宿区西新宿七丁目五番二十五号

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 委託に係る手数料

手数料の名称 根 拠 規 定

建設業及び解体工事業 東京都事務手数料条例（昭和二関係証明手数料 十四年東京都条例第三十号）第 二条第一号及び同条第四号

建設業許可申請手数料
 東京都都市整備局関係手数料条
 例(平成十二年東京都条例第七
 十七号)別表一の部第四の款一
 の項

建設業許可更新申請手
 数料
 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第四の款二の項

経営規模等評価手数料
 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第四の款六の項

総合評定値通知手数料
 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第四の款七の項

経営状況分析手数料
 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第四の款八の項

浄化槽工事業登録申請
 手数料
 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第五の款一の項

浄化槽工事業更新登録
 申請手数料
 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第五の款二の項

浄化槽工事業者登録簿
 謄本交付手数料
 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第五の款三の項

浄化槽工事業者登録簿
 閲覧手数料
 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第五の款四の項

解体工事業者登録申請
 手数料
 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第十の款一の項

解体工事業者登録更新
 申請手数料
 東京都都市整備局関係手数料条
 例別表一の部第十の款二の項

建設業許可の申請、変
 更の届出等に係る書類
 又はこれらの写しの閲
 覧手数料
 東京都事務手数料条例第二条第
 十二号

●東京都告示第四百九十号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)、
 東京都福祉住宅条例(昭和三十五年東京都条例第三十八
 号)、東京都引揚者住宅条例(昭和二十六年東京都条例第

六十一号)、東京都地域特別賃貸住宅条例(昭和六十三年
 東京都条例第三百三号)及び東京都特定公共賃貸住宅条例
 (平成五年東京都条例第六十五号)に規定する使用料等の
 収納の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年
 政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次の
 とおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東京都住宅供給公社

(二) 所在地 渋谷区神宮前五丁目五十三番六十七号

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第四百九十一号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)、
 東京都福祉住宅条例(昭和三十五年東京都条例第三十八
 号)、東京都引揚者住宅条例(昭和二十六年東京都条例第
 六十一号)、東京都地域特別賃貸住宅条例(昭和六十三年
 東京都条例第三百三号)及び東京都特定公共賃貸住宅条例
 (平成五年東京都条例第六十五号)に規定する使用許可、
 使用料等、収入超過者及び高額所得者の証明に係る東京都
 事務手数料条例(昭和二十四年東京都条例第三十号)に規
 定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令
 (昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定
 に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東京都住宅供給公社

(二) 所在地 渋谷区神宮前五丁目五十三番六十七号

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第四百九十二号

東京都自動車排出ガス試験等手数料条例(平成十一年東
 京都条例第四十三号)第二条に規定する手数料の徴収の事
 務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十
 六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委
 託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都環境公社

(二) 所在地 墨田区江東橋四丁目二十六番五号

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第四百九十三号

電気工事士法関係手数料条例(平成十二年東京都条例第
 八十三号)第二条に規定する手数料の徴収の事務について
 は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百
 五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので
 告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託した相手方
 - (一) 名称 東京都電気工事工業組合
 - (二) 所在地 中央区築地三丁目四番十三号
- 二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第四百九十四号

東京都自然公園条例(平成十四年東京都条例第九十五号)第五十三条の二に規定する有料施設等の使用料(予納金を含む。)の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託した相手方
 - (一) 名称 大島町
 - (二) 所在地 大島町元町一丁目一番十四号
 - 二 委託期間
- 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
- 三 委託施設 東京都立大島公園海のふるさと村

●東京都告示第四百九十五号

東京都廃棄物条例(平成四年東京都条例第四百十号)第二十一条第一項に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

- 一 委託した相手方
 - (一) 名称 公益財団法人東京都環境公社
 - (二) 所在地 墨田区江東橋四丁目二十六番五号
- 二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第四百九十六号

東京都リハビリテーション病院条例(平成二年東京都条例第五十三号)第五条に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託した相手方
 - (一) 名称 公益社団法人東京都医師会
 - (二) 所在地 千代田区神田駿河台二丁目五番地
 - 二 委託期間
- 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第四百九十七号

東京都立心身障害者口腔保健センター条例(昭和五十九年東京都条例第四十六号)第四条に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

- 一 委託した相手方
 - (一) 名称 公益社団法人東京都歯科医師会
 - (二) 所在地 千代田区九段北四丁目一番二十号
- 二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第四百九十八号

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)別表二十六の項に規定する介護支援専門員登録申請手数料、介護支援専門員証交付手数料、介護支援専門員証有効期間更新手数料、介護支援専門員証書換交付手数料及び介護支援専門員証再交付手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託した相手方
 - (一) 名称 公益財団法人東京都福祉保健財団
 - (二) 所在地 新宿区西新宿二丁目七番一号
 - 二 委託期間
- 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第四百九十九号

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)別表二十六の項々に規定する介護支援専門員再研修受講料の徴収の事務については、地方自治法施行

令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都福祉保健財団

(二) 所在地 新宿区西新宿二丁目七番一号

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第五百号

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)別表二十六の項レに規定する主任介護支援専門員研修受講料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会

(二) 所在地 千代田区飯田橋二丁目九番三号 かつがビル十階

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第五百一号

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)別表二十六の項ソに規定する主任介護支援専門員更新研修受講料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会

(二) 所在地 千代田区飯田橋二丁目九番三号 かつがビル十階

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第五百二号

東京都母子及び父子福祉資金貸付条例(昭和三十九年東京都条例第六十六号)に規定する東京都母子及び父子福祉資金貸付金償還金の収納事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 ニッテレ債権回収株式会社

(二) 所在地 港区芝浦三丁目十六番二十号

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第五百三号

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)別表二十七の項に規定する保育士登録手数料、保育士登録証書換交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人日本保育協会

(二) 所在地 千代田区麹町一丁目六番地二 アーバンネ ット麹町ビル六階

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一箇月 六、六〇〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001 電話 〇三(五三三二)一一一一(代) (郵送料を含む) 三〇円

